## 砂利の採取計画等に関する規則昭和四十三年通商産業省・建設省令第一号

画等に関する規則を次のように制定する。き、ならびに同法を実施するため、砂利の採取計さ、ならびに同法を実施するため、砂利の採取計三十二条および第三十六条第三項、第二十九条、第十七条第五号、第十八条第二項、第二十九条、第か利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第

月月言

第一条 この規則において使用する用語の例によ「法」という。)において使用する用語の例によ「法政法(昭和四十三年法律第七十四号。以下第一条 この規則において使用する用語は、砂利

(採取計画に定めるべき事項)

第二条 法第十七条第五号の経済産業省令、国土第二条 法第十七条第五号の経済産業省令、国土

(認可の申請)

第三条 法第十八条第一項の規定により法第十六条第一項の規定による申請書を都道府県知事(指定都市の区域による申請書を都道府県知事(指定都市の区域をまで及び第十一条において同じ。)又は河川の東京で及び第十一条におりとする者は、様式第一条の認可の申請をしようとする者は、様式第一条の認可の規定により法第十六条第一項の規定により法第十六

也図
一 砂利採取場の位置を示す縮尺五万分の一の一 砂利採取場の位置を示す縮尺五万分の一の省令で定める書類は、次のとおりとする。

取図 一 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見

記載したものとび実測横断面図に当該土地の計画地盤面を及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面図に掘さく又は切土に係る土地の実測縦断面図を扱っていまり、

書面 - 法第三条の登録を受けていることを示す

び利採取場で砂利の採取を行うことについまう監督するための計画を記載した書面認可採取計画に従つて砂利の採取が行われるに当該業務主任者が当該砂利採取場において在地、当該事務所の業務主任者の氏名ならびを地、当該事務所の業務主任者の氏名ならびを地、当該事務所の業務主任者の氏名ならび

を示す書面又は受ける見込みに関する書面要とするときは、その処分を受けていることの許可、認可その他の処分を受けることを必の許可、認可その他の処分を受けることを必が利の採取に係る行為に関し、他の行政庁する見込みが十分であることを示す書面する見込みが十分であること又は権原を取得て申請者が権原を有すること又は権原を取得

十一 その他参考となる事項を記載した図面又 さまでの砂利の搬出の経路を記載した書面 おが利採取場から国道又は都道府県道にいた 砂利採取場からの砂利の搬出の方法及び当

は書面 十一 その他参考となる事項を記載した

(採取計画の変更の認可の申請等)

アを必要とするものを添付しなければならな事類のうち採取計画の変更により記載内容の変と 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる

ものとする。
は掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号では、

が認めるものが認めるもの一 法第十六条第一号の都道府県知事が認可をした場合 当該変更によつて当該変更認可をした場合 当該変更によつて当該変更

4 前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、同項第一号の変更に係る採取計画の認可をした都道府県(砂利採取場の所在地を管轄する指定都市)又は同項第二号の所在地を管轄する指定都市)又は同項第二号の所在地を管轄する指定都市)又は同項第二号の不要に係る採取計画の認可をした都道府県(砂利採取場の所在地が河川法第九条第五項又は第十条第二項の規定に基づき指定都市の長が管理を行う一級河川又は二級河川の区間内である場であつては、当該所在地を管轄する指定都市)の条例、規則その他の定めで定めることができる。

府県道にいた を必要とするものを添付しなければならない。の方法及び当 類のうち採取計画の変更により記載内容の変更を当該砂利採 理者に提出しなければならない。 「とする者は、様式第二の二による届書を当該が確保されて うとする者は、様式第二の二による届書を当該が確保されて うとする者は、様式第二の二による届書を当該場合にあつて 認可に係る採取計画の軽微な変更の届出をしよさく又は切土 5 法第二十条第二項の規定により法第十六条のさく又は切土 5 法第二十条第二項の規定により法第十六条の

条第一項第一号または第二号の事項について変た図面又 第五条 法第二十条第三項の規定により法第十八bた書面 (氏名等の変更の届出) を必要とするものを添付しなければならない。

(廃止の届出) (廃止の届出) (廃止の届出をしようとする者は、様式第三による 正書を法第十六条の認可をした都道府県知事ま たは河川管理者に提出しなければならない。 (廃止の届出をしようとする者は、様式第三による 乗第一項第一号または第二号の事項について変

第六条 法第二十四条の規定により法第十六条の第六条 法第二十四条の規定により法第四による止の届出をしようとする者は、様式第四による届書を当該認可をした都道府県知事または河川管理者に提出しなければならない。

2

一 当該砂利採取場を管理する事務所の名称、は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

所在地及び電話番号 一 当該砂利採取場を管理する事務所の名称、

三 登録年月日及び登録番号

日及び認可番号 四 当該砂利採取場に係る採取計画の認可年月

の期間 五 採取をする砂利の種類、数量及びその採取

(報告)

へ 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見 砂利の採取のための機械の種類及び数 掘さく又は切土をする土地の面積及び深さ t

九 業務主任者の氏名

で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する 法第二十九条の経済産業省令、国土交通省令に掲載する方法により行うものとする。 公衆の閲覧は、砂利採取業者のウェブサイト 3 法第二十九条の規定による自動公衆送信によ

る場合とする。

常時雇用する従業員の数が二十人以下であ

-六条の 二 自ら管理するウェブサイトを有していない-六条の 二 自ら管理するウェブサイトを有していない

(帳簿の記載)

一、別系文景でいつ一日角についり川の系文省令で定める事項は、次のとおりとする。第八条 法第三十二条の経済産業省令、国土交通

実績 実利採取場ごとの一日当たりの砂利の採取

内容 の採取に従事する者を監督した日時及びその二 業務主任者が当該砂利採取場において砂利

こて講じた措置 で利の採取のために除去した土等の処理、 砂利の採取に伴う災害が発生した場合にあ 探取に伴う災害の防止のために講じた措置 採取に伴う災害の防止のために講じた措置 はないがっために除去した土等の処理、

は 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備え を損することを防止するために必要な措置を講 を損することを防止するために必要な措置を講 を損することを防止するために必要な措置を講 で、砂利採取業者は、当該記録が減失し、又は を損することを防止するために必要な措置を講 で、砂利採取業者は、当該記録が減失し、又は を損することを防止するために必要な措置を講 でなければならない。

3 砂利採取業者は、砂利採取場を管理する事務 の日から二年間保存しなければ のては、記載 (ファイル又は磁気ディスクを含む。) を備え、記載 (ファイル又は磁気ディスクを含む。) がり ( いりが ( いりが ) がり ( いりが ) がり

第九条 砂利採取業者は、砂利採取場ごとに様式ない。

提出しなければならない。を作成し、毎年四月末日までに経済産業大臣に利採取場ごとに様式第六による業務状況報告書2 砂利採取業を行う国又は地方公共団体は、砂

区域等の区域の存する地域を管轄する地方整備報告書を作成し、毎年四月末日までに当該河川は、砂利採取場ごとに様式第六による業務状況は、砂利採取場ごとに様式第六による業務状況はていて砂利の採取を業と

2

臣に提出しなければならない 局長又は北海道開発局長を経由して国土交通大 | 3

(身分を示す証明書)

七によるものとする。ただし、同条第二項から第十条 法第三十四条第五項の証明書は、様式第 長又は河川管理者(都道府県知事又は指定都市 るものについては、様式第七の二によることが の長に限る。)の事務に係るものに限る。)に係 第四項までの規定(都道府県知事、指定都市の 4

(関係市町村長への通報)

第十一条 法第三十六条第四項の規定により、 認可の申請に係るものにあつては当該申請書な 載内容の変更を必要とするものの写しをそれぞ 号および第十号の書類のうち当該変更により記 可の申請書ならびに第三条第二項第一号、第二 認可の申請に係るものにあつては当該変更の認 号の書類の写しを、法第二十条第一項の変更の らびに第三条第二項第一号、第二号および第十 旨を関係市町村長に通報しなければならない。 一に掲げる事項に係るものであるときは、その 項の規定による変更の認可の申請が次の各号の 道府県知事又は河川管理者は、法第二十条第一 法第三十六条第四項の通報は、法第十六条の 砂利の採取の期間の延長 採取をする砂利の数量の増加 5 3 2

市の長を除く。)が法に基づいて行う不利益処第十二条 河川管理者(都道府県知事及び指定都 ら第二十四条までの規定の定めるところによ 条第二項及び第三項の規定によるほか、次条か (平成五年法律第八十八号) 並びに法第三十八 分に係る聴聞の手続については、行政手続法

れ添附して行なうものとする。

の例による。 する用語は、行政手続法において使用する用語 次条から第二十四条までの規定において使用

第十三条 行政庁は、聴聞の期日の十四日前まで かつ、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公告 しなければならない。 行政手続法第十五条第一項の通知を行い、

由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日 又は場所の変更を申し出ることができる。 含む。)において、当事者は、やむを得ない理 第十五条第三項の規定により通知をした場合を 行政庁が前項の通知をした場合(行政手続法

行政庁は、前項の申出により、又は職権によ 聴聞の期日又は場所を変更することができ

第十四条 行政手続法第十九条第一項の規定によ る主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行う に第十五条の求めを受諾している者に限る。) けている者に限る。)及び参考人(その時まで 条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受 事者、参加人(その時までに行政手続法第十七 場所を変更したときは、速やかに、その旨を当 に通知し、かつ、公告しなければならない。 行政庁は、 前項の規定により聴聞の期日又は

ものとする。

聞の主宰者の氏名及び職名を教示しなければなにおいては、同項各号列記の事項に加えて、聴2 行政庁は、行政手続法第十五条第一項の書面 らない。

とができる。 行政庁は、職権により、主宰者を変更するこ

速やかに、主宰者を変更しなければならない。ずれかに該当するに至つたときは、行政庁は、 に限る。)及び参考人(その時までに第十五条 求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者 ければならない。 の求めを受諾している者に限る。)に通知しな 人(その時までに行政手続法第十七条第一項の したときは、速やかに、その旨を当事者、参加 主宰者が行政手続法第十九条第二項各号のい 行政庁は、前二項の規定により主宰者を変更

第十五条 主宰者は、必要があると認めるとき とを求めることができる。 参考人に対し、聴聞に関する手続に参加するこ は、行政庁の職員、学識経験のある者その他の

|第十六条 主宰者は、聴聞事務補助者を指名し、 る。 聞の主宰に関する事務を補助させることができ 聴聞の期日における審理にこれを出席させ、聴

みなす。

2 務補助者について準用する。 行政手続法第十九条第二項の規定は、 聴聞事

第十七条 行政手続法第十七条第一項の規定によ る許可の申請については、自らを関係人として 当該聴聞に関する手続に参加しようとする者 処分につき利害関係を有することの疎明を記載 は、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益 する。 した書面を主宰者に提出してこれを行うものと

第十八条 行政手続法第十八条第一項の規定によ る閲覧の求めについては、当事者又は当該不利

> 要となつた場合の閲覧については、口頭で求めし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必 益処分がされた場合に自己の利益が害されるこ れば足りる。 行政庁に提出してこれを行うものとする。ただ 覧をしようとする資料の標目を記載した書面を 等」と総称する。)は、その氏名、住所及び閲 ととなる参加人(以下この条において「当事者

2 ことがないよう配慮するものとする。 及び場所を当該当事者等に通知しなければなら 閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時 理における当事者等の意見陳述の準備を妨げる ない。この場合において、行政庁は、聴聞の審 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で

3 規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日きないとき(行政手続法第十八条第一項後段の 時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しな 場合に、当該審理において閲覧させることがで 応じて必要となつた資料の閲覧の求めがあつた 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に 該開催の日時以降の日を新たな聴聞の期日とし は、同法第二十二条第一項の規定に基づき、当 ければならない。この場合において、主宰者 て定めるものとする。

|第十九条 行政手続法第二十条第三項の規定によ 2 補佐するものについては、この限りではない。 佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき 知をされた聴聞の期日に出頭させようとする補おいて準用する場合を含む。)の規定により通同法第二十二条第二項(同法第二十五条後段に の関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰 る許可の申請については、当事者又は参加人 者に提出してこれを行うものとする。ただし、 は、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人と 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直

第二十条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が 事を整理するためにやむを得ないと認めるとき 当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議 提出を制限することができる。 は、その者に対し、その陳述又は証拠書類等の

第二十一条 行政手続法第二十一条第一項の規定 2 害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ず の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨 による陳述書の提出は、 ることその他適当な措置を採ることができる。 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞 提出する者の氏名、

第二十二条 主宰者は、行政手続法第二十二条第 意見を記載した書面により行うものとする。 原因となる事実及び当該事案の内容についての 所、聴聞の件名、当該聴聞に係る不利益処分の

一項の規定により聴聞を続行する場合には、次

第二十三条 聴聞調書には、次に掲げる事項 おいては、第四号に掲げる事項を除く。)を記 聞の期日における審理が行われなかつた場合に 回の聴聞の期日及び場所を公告しなければなら (聴

聴聞の件名

載し、主宰者がこれに記名しなければならな

聴聞の期日及び場所

主宰者の氏名及び職名

び職名 ものを除く。)の氏名及び住所並びに参考人 する。)並びに参考人(行政庁の職員である の項及び第三項において「当事者等」と総称 びにこれらの者の代理人及び補佐人(以下こ (行政庁の職員であるものに限る。) の氏名及 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並

五 聴聞の期日に出頭しなかつた当事者等の氏 とについての正当な理由の有無 及びその代理人については出頭しなかつたこ 名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者

六 当事者等及び参考人の陳述の要旨 (提出さ れた陳述書における意見の陳述を含む。)

証拠書類等の標目

八 その他参考となるべき事項

2 することができる。 者が適当と認めるものを添付して調書の一部と 聴聞調書には、書面、図面、写真その他主宰

ちに取り消さないときは、自ら陳述したものと 3 者がこれに記名しなければならない。 報告書には、次に掲げる事項を記載し、

二 前号の主張に理由があるか否かについて 者等の主張 不利益処分の原因となる事実に対する当事

三 前号の意見についての理由 主宰者の意見

第二十四条 行政手続法第二十四条第四項の規 の終結後にあつては行政庁に提出してこれを行 聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞 聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、 うものとする。 人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする による閲覧の求めについては、当事者又は参加

(意見聴取会) (意見聴取会) (意見聴取会) (意見聴取会) (意見聴取会) (意見聴取会) (意見を) (意見を)

第二十六条 義長は、意見恵文式と聞こうによる 中一条第二項に規定する審理員が議長として主 不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第 第二十五条 法第三十九条の意見の聴取は、行政

あると認めるときは、陳述又は証拠書類等の提第三十条 議長は、議事を整理するために必要がの陳述に替えることができる。
ときは、議長は、審査請求書の朗読をもつてそときは、議長は、審査請求書の朗読をもつてそれが出席していない

な言動をする者を退去させることができる。 | など要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏心要があるときは、その秩序を組持するために | 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために示を制限することができる。

第三十一条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合は、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを審査請求人及び参加人又は 第これらの代理人に通知し、かつ、公告しなければならない。

2 前項の調書には、次の事項を記載しなければ作成し、当該事案の記録につづらなければならない。

ー事案の表示

ならない。

意見聴取会の期日及び場所

四 審査請求人又は出席したその代理人の住所二 議長の職名及び氏名

女がたる 出席した利害関係人又はその代理人の住所

出席した行政庁の職員及び学識経験のある《び氏名

者その他の参考人の氏名 出席した行政庁の職員及び学識経験のある

証拠書類等の標目弁論及び陳述又はこれらの要旨

事項 その他意見聴取会の経過に関する主要な

第三十三条 審査請求人又はその代理人も同様との他書面をもつて当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も同様とあることを疎明した者及びその代理人は、当該

(申請書等の提出部数)

三に一角のにびると一角にしつ。第九条の規定により提出する書類の部数は、は、正本一通及び写し一通とする。は、正本一通及び写し一通とする。の規定により河川管理者に提出する書類の部数の規定により河川管理者に

(認可の申請に係る申請書等の経由) 正本一通および写し一通とする。 明九条の規定により提出する書類の部数

第三十五条 法第十八条 法第二十条 法第二十五条 法第十八条 法第二十条 地方整備 四条又は法第三十三条の規定により、地方整備 の申請、届出又は報告は、関係事務所の長を経 由してしなければならない。

**第三十六条** 法第四十三条に規定する協議は、採

(条例等に係る適用除外)

第三十七条 第三条第一項、第四条(第三項及び第三十四条(都道府県知事(河川管理者である場合を含む。)及び指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

## 附則

月二十九日)から施行する。 この省令は、法の施行の日(昭和四十三年八

省・建設省令第一号)附 則 (昭和四五年六月一〇日通商産業

この省令は、公布の日から施行する。

省・建設省令第一号) 附 則 (平成六年九月二八日通商産業

年十月一日)から施行する。 この省令は、行政手続法の施行の日(平成六

附 則 (平成七年三月二八日通商産業

歌正前の様式による用紙については、平成七年2 この省令の施行の際現にあるこの省令によるな 1 この省令は、公布の日から施行する。省・建設省令第一号)

翁・建设翁を第一号) 附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業できる。

九月三十日までの間は、これを使用することが

省・建設省令第一号)

この針合の庖庁弁に少州系文法の見ぎによりる。 この省令は、平成十二年四月一日から施行す

の施行後も、なお従前の例による。の意見聴取に関する手続については、この省令された処分についての審査請求又は異議申立て2 この省令の施行前に砂利採取法の規定により

業省・建設省令第二号) 附 則 (平成一二年一〇月一八日通商産

成十二年十月二十日)から施行する。(平成十二年法律第五十三号)の施行の日(平この省令は、河川法の一部を改正する法律

業省・建設省令第三号) 附 則 (平成一二年一一月二九日通商産

a。 この省令は、平成十三年一月六日から施行す |

省・国土交通省令第一号) | (平成二七年二月二七日経済産業 |

一日)から施行する。 備に関する法律の施行の日(平成二十七年四月 のための改革の推進を図るための関係法律の整 この省令は、地域の自主性及び自立性を高め

省·国土交通省令第二号) 附 則 (平成二八年三月二九日経済産業

二十八年四月一日)から施行する。 係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成この省令は、行政不服審査法の施行に伴う関

省·国土交通省令第二号) 附 則 (平成三一年三月二九日経済産業

附 則 (令和元年七月一日経済産業省・この省令は、公布の日から施行する。

国土交通省令第二号)

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日)から この省令は、不正競争防止法等の一部を改正

省·国土交通省令第三号) 附 則 (令和二年一二月二八日経済産業

(施行期日)

(経過措置) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用令による改正後の様式によるものとみなす。いう。)により使用されている書類は、この省よる改正前の様式(次項において「旧様式」と第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に

用することができる。紙については、当分の間、これを取り繕って使紙については、当分の間、これを取り繕って使

省·国土交通省令第一号) 附 則 (令和三年一〇月二二日経済産業

省・国土交通省令第三号)附 則 (令和五年一二月二八日経済産業この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) (経過措置) (経過措置) (経過措置) から施行する。 ま本法等の一部を改正する法律の施行の日(令基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令 この省令は、デジタル社会の形成を図るため(施行期日)

則様式第五による標識とみなす。 令による改正後の砂利の採取計画等に関する規等に関する規則様式第五による標識は、この省でいるこの省令による改正前の砂利の採取計画2 この省令の施行の際現に砂利採取業者が掲げ

(勝等) 1 この用紙の大き古は、日本漁業規格A4とすること。 2 ×印の項は、配載しないこと。

1 (日本日本) 1・アス機能1・アス機能1・アス機能1・アス機能1・不可機能形 1・可機能形 2・可機形成 2 (日本日本 2 (日本	
意が見ている。  「	木豆含 · ·
# (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	本語のなど
(株式等3) (ヤノ高級等3) - ヤバル高級等4) - ヤバル高級等4 - ヤバル高級等4 - ヤー 一般など 中 一	<b>木豆含</b> 、

\_\_\_ 様式第 6

田田本 (中の高報性)・中の高報性(中・中の高報性)・中の高報性(中・中の記録性)
 田本 (日本)
 田

> (第9) 1 この発表が表記し、日本業務等をよりすること。 3 第8年でいては、日本芸術会の教育を発生した。 3 第2 年後が「概念が 第2 年代、最初でから時からは、 1 日本芸術会の表記をは、最初でから時からと、 4 日本芸術会の表記をは、最初でから地である。 5 日本芸術会の表記をは、「最初であるとなった。 5 日本芸術会の表記をは、「日本芸術会の表記をしている。 5 日本芸術会の表記をしていては、まから述るではある。 第7 日本芸術会の表記をしていては、まから述るではませません。 第7 日本芸術会の表記をしていては、まから述るではません。 第7 日本芸術会の表記をしていては、まから述るではません。 第7 日本芸術会の表記をしていては、まから述るとなった。 第7 日本芸術会の表記をしていては、まから述るとなった。

| DOT | |

(総称) この場所者は、規制を行動することです。 こ 認から場合機能に、この場所を利に下りなり機能を以降のからの場合を設 すること、「一般を受けることが関係をできる機能をできる。」、「一般をできる。 は「」を発すること、 も 記者であるの場合機能に関係すること、異な過いかでは、そ っかは以下一般を確認に関係することできる。 を 認知に、場合性に関係することできる。